

売却区分番号	広島局136-1		
見積価額	802,000円	公売保証金	100,000円
財産の表示	1 所在	米子市博労町一丁目	
	地番	11番	
	地目	宅地	
	地積	162.94平方メートル	
	2 所在	米子市博労町一丁目 11番地	
	家屋番号	11番	
	種類	店舗・居宅	
	構造	軽量鉄骨コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺3階建	
	床面積	1階 97.66平方メートル	
		2階 49.50平方メートル	
		3階 49.50平方メートル	
	3 所在	米子市博労町一丁目 11番地	
	家屋番号	11番の2	
	種類	居宅	
	構造	木造瓦葺平家建	
床面積	38.34平方メートル		
	以上登記簿による表示		

売却区分番号	広島局136-1		
見積価額	802,000円	公売保証金	100,000円
公法上の規制	市街化区域 商業地域 準防火地域 駐車場整備地区 上水道 有 下水道 有 建ぺい率 80% 容積率 500%		
接道状況	南西側で幅員約24メートルの国道181号線にほぼ等高に接面している。		
地盤・地勢	間口約8メートル、奥行き約21メートルのほぼ長方形の画地。地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産1は、公売財産2及び3の敷地として使用されている。 公売財産2は、昭和45年建築。令和5年10月現在、1階部分は公売財産3とともに、第三者に以下のとおり賃貸され、居宅として使用されている。2階及び3階部分は以前、学習塾として使用されていたが、現在は使用されておらず、建物内には、家具や事務用品等の動産類が残されている。 (賃貸借) 賃料：10,000円(月額) 契約形態：口頭契約のみ 未納賃料：なし		

売却区分番号	広島局136-1		
見積価額	802,000円	公売保証金	100,000円
	公売財産3の建築年は不詳。		
管理状況等	<p>公売財産2の屋根は老朽化が著しく、各階の天井や壁、床に大きく腐食している箇所が見られる。</p> <p>公売財産3は、建築後、曳家により現在の場所に移設され、公売財産2の1階部分と行き来ができるように改築され、一体利用されている。</p>		
特記事項	<p>公売財産1、2及び3は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。</p> <p>公売財産2及び3について、アスベスト等の有害物質の使用の有無については調査していない。</p> <p>動産等の処理については、所有者と協議が必要であるが、所有者からは「動産類の処分は買受人に任せる。」旨を聴取している。</p> <p>見積価額は以下のとおり。</p> <p>公売財産1 401,000円</p> <p>公売財産2 288,000円</p> <p>公売財産3 113,000円</p>		
住居表示等	鳥取県米子市博労町1丁目11		
最寄駅等	JR(西日本) 境線「博労町」駅から南西方向へ道路距離で約270メートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿		

売却区分番号	広島局136-1		
見積価額	802,000円	公売保証金	100,000円
	<p>等をご確認ください。</p> <p>名称、数量等は登記簿による表示です。</p> <p>土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。</p> <p>掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。</p> <p>執行機関(国)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要があり、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。</p> <p>土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。</p> <p>買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。</p> <p>買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。</p> <p>権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。</p> <p>個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。</p>		

売却区分番号	広島局136-1		
見積価額	802,000円	公売保証金	100,000円
	<p>公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。</p> <p>国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。</p>		
陳述書の提出	<p>不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること <p>なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</p> <p>また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建</p>		

売却区分番号	広島局136-1		
見積価額	802,000円	公売保証金	100,000円
	<p>物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。</p>		

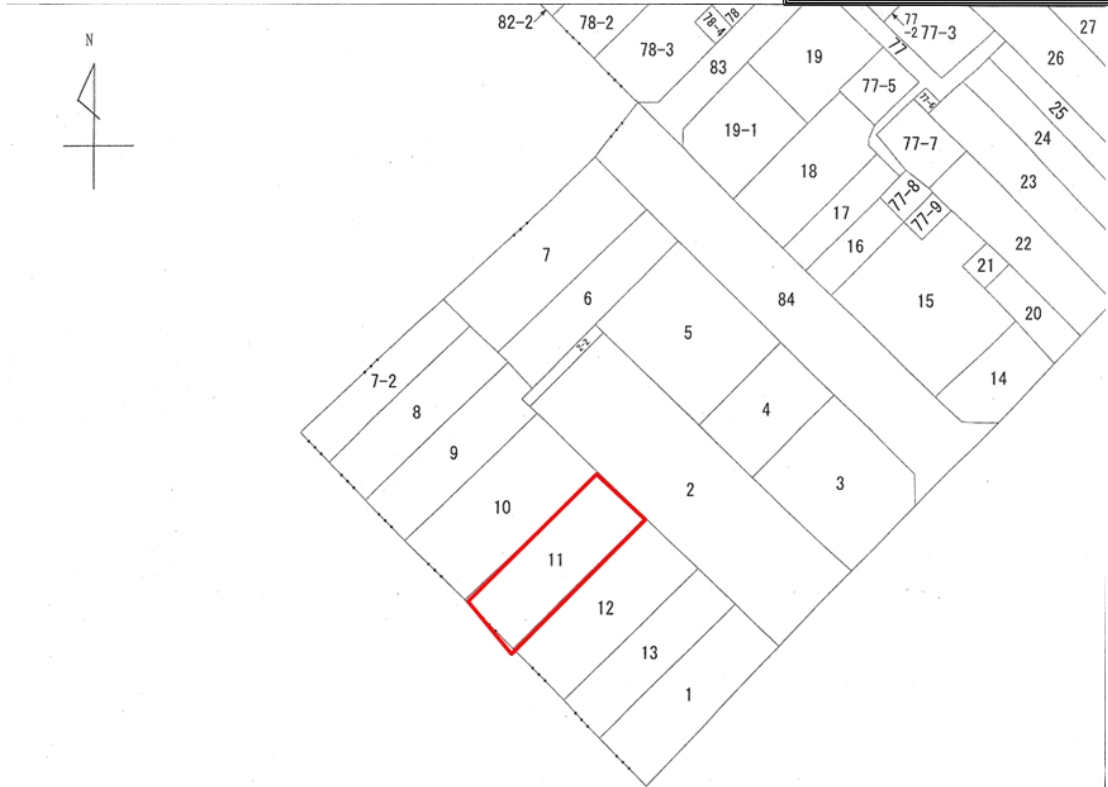
売却区分番号

136-1

広島国税局公売財産



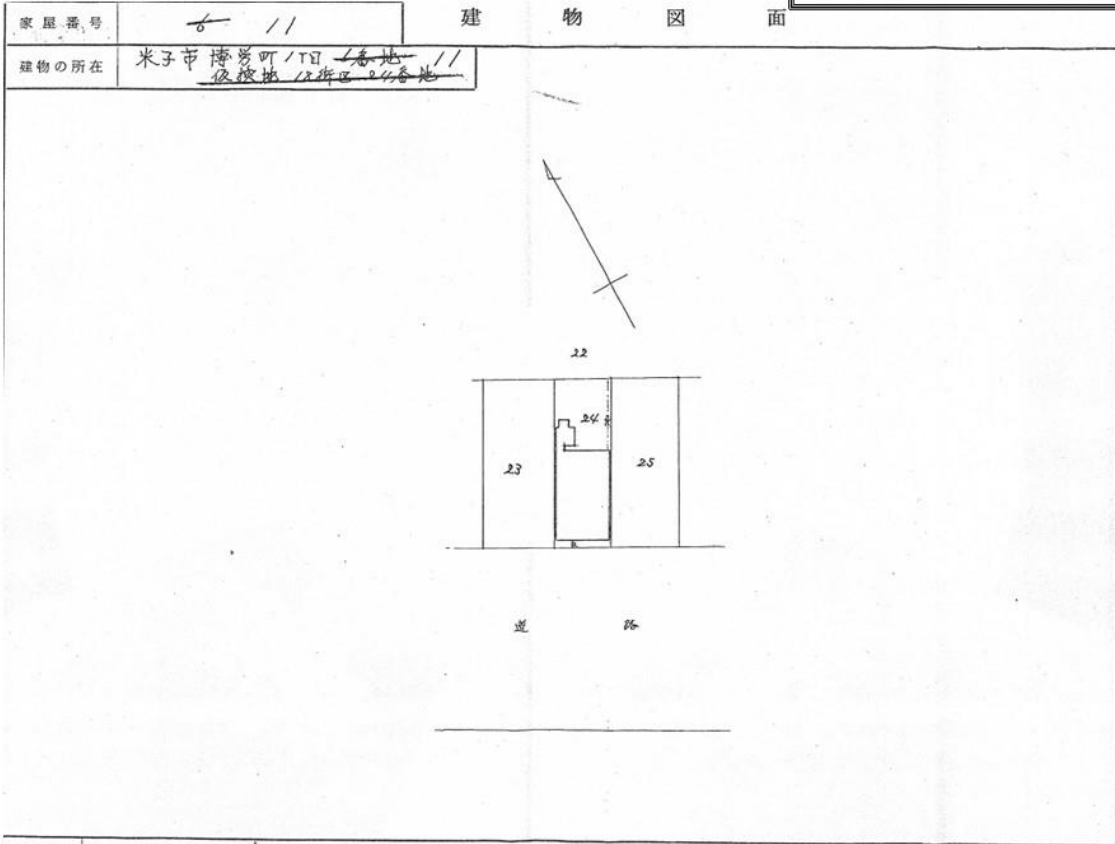
広島国税局公売財産



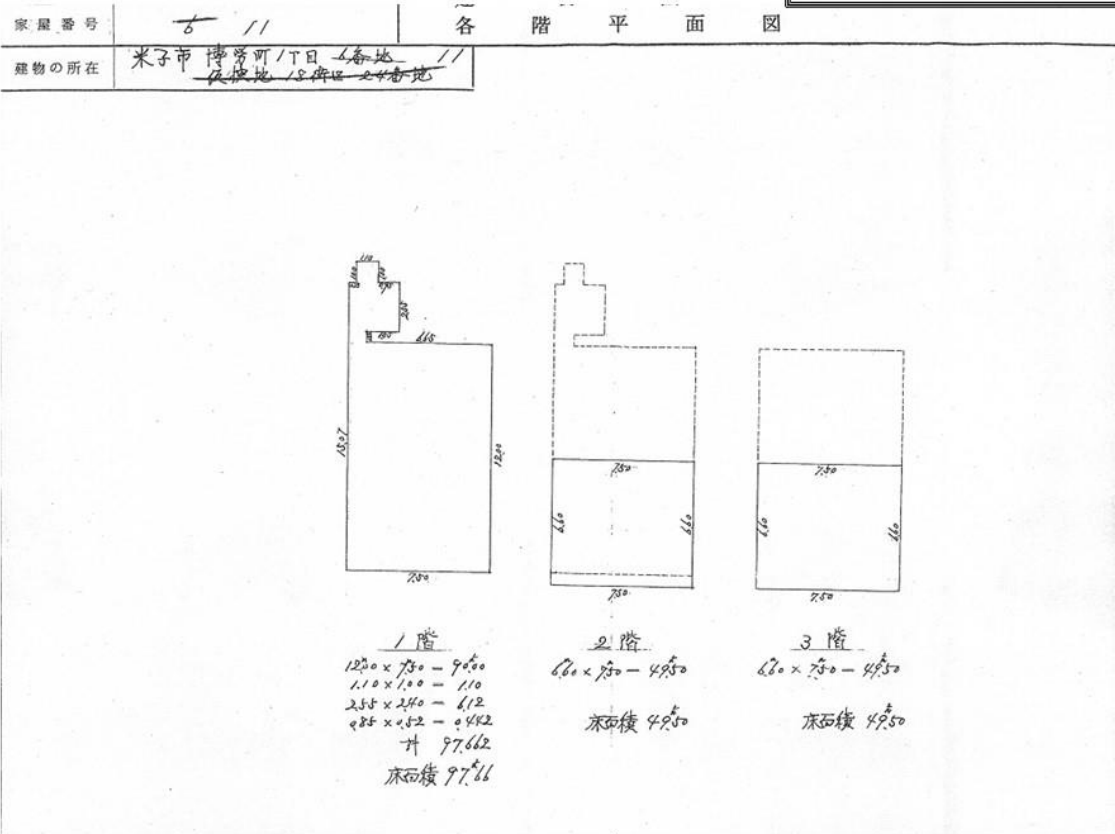
売却区分番号

136-1

広島国税局公売財産



広島国税局公売財産



売却区分番号

136-1

広島国税局公売財産

令和3年8月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和3年8月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。